

令和4年度 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る
入札契約制度の改正について

建設業は、若年入職者の減少等により就業人口が減少し、依然として入札不調が発生していることから、将来的な担い手不足や入札不調による事業の円滑な実施への影響が危惧されています。

こうした状況の中で、より円滑な事業の実施を図るため、以下のとおり制度の改正を行います。

制度改正

- ・ 現場代理人の常駐義務の緩和措置の見直し

※建設コンサルタント業務等に係る入札契約制度の改正はありません。

現場代理人の常駐義務の緩和措置を見直します

建設工事の現場代理人について、本市が認める場合に限り、他の工事の現場代理人との兼任を一部認め、その常駐義務の緩和措置を試行しています。

今般、建設業法施行令の一部を改正する政令により、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる請負代金額が引き上げられることから、現場代理人の兼任要件についても、下記のとおり見直しを行います。

《現場代理人の兼任を認める要件》

現行(令和4年12月まで)	改正後(令和5年1月から)
次に掲げる要件をすべて満たす場合は、2件の工事(それぞれの工事の請負代金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)が500万円未満の工事については3件)まで、現場代理人の兼任を認める。	現行どおり
(1) 現場代理人の兼任対象となる工事である旨、特記仕様書で明示したものであること。	現行どおり
(2) いずれの工事も本市が発注する工事であること、又は、一方の工事が大分市上下水道局の発注であること。	現行どおり
(3) それぞれの工事の請負代金額の合計が、 <u>3,500万円未満</u> (建築一式工事のみの組合せについては、 <u>7,000万円未満</u>)であること。	(3) それぞれの工事の請負代金額の合計が、 <u>4,000万円未満</u> (建築一式工事のみの組合せについては、 <u>8,000万円未満</u>)であること。

◆請負契約の時点にかかわらず、令和5年1月1日から本市が認める全ての工事について適用します。